

令和5・6年度沼田市学校給食用物資納入業者登録申請要領

令和5・6年度に物資納入業者として登録を希望する方は、次により関係書類を提出してください。

1 受付期限

令和5年1月31日（火） ※土日祝日は除く

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

2 登録有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

3 提出先

沼田市学校給食センター

〒378-0323 沼田市利根町大原1512-1

4 登録業者資格基準

次に掲げる基準を全て満たしていること。

なお、物資納入業者として登録された後において、この基準に該当しないと認められたときは、登録を取り消すことがあります。

- (1) 学校給食の趣旨をよく理解し、文部科学省の定める学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食の運営に積極的に協力する者。
- (2) 市内全校約3,600食分の食材を適切に製造・加工・保管ができる施設設備、また配送を行うことのできる食品専用車両等を有していること。
- (3) 納品する物資の、生産及び加工等の状況を熟知し、学校給食センターの調査・照会に速やかに回答できる者。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4のいずれにも該当しない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者で、これらの開始が決定されていないもの。
- (6) 自己又は自社の役員等が、沼田市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者。
- (7) 国税及び地方税の滞納がない者。

5 提出書類等

- (1) 沼田市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式1）
- (2) 工場・店舗又は営業所等の位置図（様式2）
- (3) 誓約書（様式3）
- (4) 食品衛生法の許可届出証明書の写し
・営業に関し、営業許可等を受けることとされている場合には、営業許可書等の書類を提出してください。

- (5) 食品衛生監視票の写し
 - ・食品の製造加工に係る場合に提出してください。申請日から遡って**1年以内のもの**。
- (6) 検便の検査結果報告書の写し
 - ・納入物資に関わる従業員等の検便検査（検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157等）の結果報告書を提出してください。申請日から遡って**2箇月以内のもの**。
- (7) 現在事項証明書（法人の場合）
 - ・本店所在地の所轄法務局が発行したもの。
 - ・申請日から遡って**3箇月以内に発行**されたもの。
- (8) 身分証明書（個人営業の場合）
 - ・本籍地の市町村長が発行したもの。
 - ・申請日から遡って**3箇月以内に発行**されたもの。
- (9) 国税及び地方税に滞納がないことの証明
 - ・申請日から遡って**3箇月以内に発行**されたもの。
 - ※法人は、法人税と消費税（税務署交付）、法人事業税（県税務事務所交付）、法人市（町・村）民税（市役所、町村役場交付）
 - ※個人は、所得税と消費税（税務署交付）、課税対象者に限り個人事業税（県税務事務所交付）、市（町・村）民税（市役所、町村役場交付）

6 提出後の変更

登録申請後、登録申請内容に変更を生じた時には、速やかに学校給食センターに報告してください。なお、4に記載する基準に該当しないと認められたときは、登録を取り消すことがあります。

7 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に不備がある場合は、受理できませんのでご注意ください。
- (2) 記載事項の訂正箇所は、2本線で取り消し訂正印を押し修正液は使用しないでください。
- (3) 各証明書は、写しの提出も可能です。

8 審査結果について

登録業者決定手続申請書類等に基づいて審査した後、申請者に審査結果の通知をします。

9 追加登録申請

受付期限を過ぎてからの追加登録申請を随時受け付けます。審査した後、申請者に審査結果の通知をします。その場合の有効期限は令和7年3月31日までです。

10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途指示します。

沼田市教育委員会 学校給食センター

〒378-0323 沼田市利根町大原1512-1

TEL (0278)25-3762 FAX (0278)25-3763